

消費者の皆さまへ

令和3年6月1日から

食品等の自主回収情報が
オンラインで確認できるようになります！

消費者の健康被害発生防止のため一元管理がはじまります

改正食品衛生法と改正食品表示法に基づき、食品等事業者が行う食品等の自主回収（リコール）に関する情報を一元的に食品衛生申請等システムで確認できるようになります。

対象となるリコール情報は次のとおりです。

- 大腸菌による汚染や異物の混入等（食品衛生法違反または違反のおそれ）
- アレルゲンや消費期限、保存の方法等の安全性に関する表示の欠落や誤り（食品表示法違反）

● どのような情報が確認できるようになりますか？

自主回収される食品等（食品、添加物、器具、容器包装、おもちゃ）について、その商品名、回収理由、想定される健康被害等の情報が確認できるようになります。

● どこで確認できるようになりますか？

オンライン上のシステムで確認できるようになります。
詳細は裏面をご覧ください。

● いつから確認できるようになりますか？

令和3年6月1日からオンライン上のシステムから確認できます。



医薬・生活衛生局 食品監視安全課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎第5号館
電話 03-5253-1111（代）



食品表示企画課
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
電話 03-3507-8800（代）

食品衛生申請等システムの利用方法

Step 1 食品衛生申請等システムへアクセス

① 食品衛生申請等システムにアクセス

【URL】

https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/_link.do



② 「食品リコール」の「公開回収事案検索」を選択



Step 2 リコール情報の検索方法

① 「年月日」や「商品名」などの情報を入力して「検索」

② 「検索結果」で表示された情報から任意のものを選択

【食品衛生申請等システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html

